

総社市民間保育所設置運営公募にかかるFAQ

No	受付日	質問内容	回答
1	平成28年3月8日	総社市内に事務所又は事業所を有しない場合、応募資格に該当しないのか。	該当となりません。
2	平成28年3月8日	要項の応募条件に「10(1)過去の運営実績が良好であり、かつ、財務内容が適正であること(過去3年間の収支状況が黒字であること。)」とあるが、貸借対照表の次期繰越活動収支差額が黒字であればよいか。	過去3年間の収支状況は、貸借対照表に記載のある純資産の部合計金額において判断します。
3	平成28年3月11日	新設保育所の建設場所について、既存保育所から1km以上離れていないといけないなどの決まりはあるか。	特に決まりは設けていないので、各事業所で既存保育所との平衡を考慮し判断してください。
4	平成28年3月11日	障がい児保育を実施するうえで、専用の保育室を設けることは可能か。	可能です。
5	平成28年3月11日	建物の建設費について補助が出ないのか。	保育所等整備交付金要綱に従い、補助をする予定。ただし、社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人しか補助金の該当とならないため注意してください。
6	平成28年3月11日	建設する施設は、基準を満たしていればよいか。	施設建設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)」等の基準を満たしていれば問題ありません。
7	平成28年3月11日	定員90名以上と記載があるが、児童年齢の内訳は事業者が決定すればよいか。	事業者で決定していただければよい。ただし、年齢が低い児童の方が定員が多いといった利用者にも不利益が生じる設定はしないようにしてください。

総社市民間保育所設置運営公募にかかるFAQ

No	受付日	質問内容	回答
8	平成28年3月14日	基本設計と実施設計で軽微な変更とはどの程度の変更か。	設計に関しましては、変更は原則として認められません。事業者が決定後の変更については、既に予定している保育設備の位置の移動（手洗い場の移動等）程度を考えています。あくまで教育委員会と協議のうえとなりますので、変更の可能性がある場合は、事前にご相談ください。
9	平成28年3月14日	給食の内容は、市から見本のようなものが示されるのか。	給食の内容については、管理栄養士を配置していただき各園で特色を持った献立を提供していただくこととなります。また、給食の内容に対するご相談は、教育委員会で随時受け付けておりますとともに、参考に公立保育所の献立をお渡しすることは可能です。
10			
11			
12			
13			
14			